

平成3年12月27日付け3動検甲第1686号

令和6年5月9日付け6動検第136号 (一部改正)

輸入畜産物の消毒実施要領

1 目的

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第46条第1項及び第2項の規定に基づき輸入者（代理人を含む。以下同じ。）が行う輸入畜産物の消毒を安全かつ的確に行うため、この要領を定める。

2 消毒の指示

家畜防疫官は、法第40条、第41条及び第42条の輸入検査の結果、当該畜産物を消毒する必要があると認めたときは、当該物の性状及び用途に応じて、輸入者に対して、別記様式により消毒方法を指示するものとする。

なお、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成25年10月4日付け25動検第673号）に定める電子情報処理組織等により輸入検査申請書の提出があったものについては、家畜防疫官は、消毒の指示を電子情報処理組織により行うことができるものとする。

3 消毒方法

前記2による消毒の指示において行う消毒方法は、別表の消毒の基準によるものとする。

4 消毒を行う場所

消毒を行う場所は、動物検疫所、法第40条第3項の規定に基づく検査の場所（消毒を行うことができるものとして指定された場所に限る。）及び指定港内の船舶であって、家畜防疫官が指示した場所とする。

5 消毒実施者

消毒の実施者（前記2の消毒の指示を受けた輸入者又は当該輸入者から消毒の委託を受けた者。以下「消毒実施者」という。）は、「輸入畜産物消毒講習要領」（平成3年12月27日付け3動検甲第1687号）に基づく輸入畜産物消毒講習を受講した者とする。

6 危害防止

消毒実施者は、前記2の消毒の指示に係る消毒を実施するときは、「輸入畜産物

消毒における危害防止対策要領」(平成21年4月1日付け21動検第19号)に基づき、危害防止に努めるものとする。

7 消毒の立会い

家畜防疫官は、前記2により指示した消毒が適切に行われていることを確認するため、消毒実施者が消毒を実施する際これに立ち会い、消毒に必要な指導及び助言を行うとともに、消毒実施者に消毒が完了した旨の報告を行わせるものとする。

ただし、消毒実施者に複数回の消毒実務経験があり、指導等を要さず適切に消毒を実施することができると家畜防疫官が認める消毒実施者にあつては、家畜防疫官による立会いを省略することができるものとする。

別記様式

消 毒 指 示 書

家畜伝染病予防法第23条第1項の規定に基づき
下記のとおり消毒を指示する。

消毒目的 ☐外装 ☐現物

消毒薬剤 ☐ホルムアルデヒド

☐次亜塩素酸ソーダ

☐その他（ ）

消毒方法 ☐くん蒸 ☐散布 ☐浸漬 ☐S K

消毒場所 外装

現物

消毒実施日 外装 平成 年 月 日

消毒実施予定日 現物 平成 年 月 日

注 意

- 1 別記様式を輸入検査申請書にスタンプして使用する。
- 2 指示事項を記入の上、署名後複写し、原本を輸入者に
交付するものとする。

別表 消毒の基準

品目	方法	薬 物	薬 量	時間	摘 要
外装消毒	くん蒸	ホルムアルデヒド	くん蒸容積 1 m ³ につき 局方ホルマリン：固形サラシ粉：水 15 g 7.5 g 15 g	7 時間以上	保温：18℃以上
	薬物散布	硫化ソーダ	2％硫化ソーダ水溶液を対象物全面に十分散布できる量		
		次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素80ppm以上を含む次亜塩素酸ナトリウム水溶液を対象物全面に十分散布できる量		
現物消毒	SKくん蒸	ホルムアルデヒド	くん蒸容積 1 m ³ につき 局方ホルマリン 520 g 775 g ： 水 1,030 g 775 g 温度 41～45℃ 70℃ 真空度 720mm 710mm	120 分以上 30 分以上	くん蒸後局方ホルマリン量の半量の強アンモニア水を注入し、30分後排気する。
	くん蒸	酸化エチレン	くん蒸庫内の酸化エチレンガス濃度が0.5%となる量	24時間	くん蒸庫内温度：50℃ 庫内酸化エチレンガス濃度0.5%及び庫内温度50℃を維持することが困難な場合は、消毒開始後1時間毎にくん蒸庫内の酸化エチレンガス濃度と温度を測定し、実測したガス濃度及び温度から次式により当該1時間当たりの消毒効果係数を算出し、その合計が24に達するまでくん蒸する。 $\text{1時間当たりの消毒効果係数} = \frac{2.613 \text{ (消毒係数)}}{\text{濃度} \times 2.74^T \times 24}$ (T：50℃から実測温度を差し引いて10で除した数値)
	浸漬	次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素80ppm以上を含む次亜塩素酸ナトリウム水溶液	2 時間以上	液温：18℃以上
		塩酸・食塩	塩酸 2％、食塩10%及び水88%を含む塩酸食塩水	30 分以上	液温：18℃以上 浸漬後0.8%以上の重炭酸ソーダ溶液に30分以上浸漬する。
				2 日間以上	液温：20～22℃

注1 家畜防疫官は、輸入畜産物の消毒方法について、薬物の取扱い及び残渣処理を安全に実施でき、かつ、上表に掲げる方法より消毒効果が大きいと認める場合には、上表の方法に替えてその他の方法を指示することができるものとする。

注2 薬物消毒は、通常、20℃内外の環境において行うべきものであるが、その環境がこれに満たない場合でも薬物の使用濃度の2倍を超えない範囲内においてその濃度を、又は薬物の変質を生じない程度においてその温度をそれぞれ適当に加減することにより行うことも差し支えない。